

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案

参照条文 目次

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）	1
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）	3
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）	3
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）	4
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）	4
○ 安全保障会議設置法施行令（昭和六十一年政令第二百一十一号）	5
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）	6
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）	6

○安全保障會議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）

（設置）

第一条 国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障會議（以下「會議」という。）を置く。

（内閣総理大臣の諮問等）

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、會議に諮らなければならない。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処に関する基本的な方針

五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関する重要事項

六 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項

七 内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

八 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

九 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。）への対処に関する重要事項

2 前項に定める場合のほか、會議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 會議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に會議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一項第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。
（議員）

第五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣

二 総務大臣

三 外務大臣

四 財務大臣

五 経済産業大臣

六 国土交通大臣

七 防衛大臣

八 内閣官房長官

九 国家公安委員会委員長

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、同項に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項（同項第七号及び第八号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。）に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認められる場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、その他の同項又は前項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

（服務）

第六条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

（関係者の出席）

第七条 議長は、必要があると認めるときは、統合幕僚長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事態対処専門委員会）

第八条 会議に、事態対処専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第九号までに掲げる事項の審議及びこれらの事項に係る同条第二項の意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。

5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(議事)

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

(事務)

第十条 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十一条 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十二条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号） 抄

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- 三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- 四〇七 (略)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号） 抄

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号） 抄

（自衛隊の任務）

第三条 （略）

2 （略）

一 （略）

3 （略）
二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国务大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第十二条 （略）

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

第十五条 （略）

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

3 5 （略）

第十六条 内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣情報通信政策監について準用する。

第十七条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。

第十八条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に 関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。

第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。

第二十条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

第二十一条及び第二十二条 (略)

第二十三条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第二十四条 (略)

○安全保障会議設置法施行令（昭和六十一年政令第二百二十一号）

(幹事)

第一条 安全保障会議に幹事十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣が任命する。

3 幹事は、安全保障会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料提供の要求等)

第二条 議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を求めることができる。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号） 抄

（一般職及び特別職）

第二条（略）

②（略）

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一～四（略）

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六～十七（略）

④～⑦（略）

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号） 抄

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～六（略）

七 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監

八～七十五（略）

別表第一（第三条関係）

官職名 (略)	俸給月額 (略)
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監	

<p>大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	<p>一、二二二、〇〇〇円</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>